

◎新潟県告示第756号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年12月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県十日町市馬場庚182の2、庚189の5
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため